

第十回国会 文部委員會議録 第四号

昭和二十六年二月二十八日(水曜日)

午後二時三十三分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事佐藤 重遠君

理事小林 信一君 理事松本 七郎君

柏原 義則君 甲木 保君

坂田 道太君 高木 章君

東井三代次君 平島 良一君

若林 義孝君 笹森 順造君

坂本 泰良君 渡部 義通君

小林 進君 浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞晴君

出席政府委員

文部事務官 相良 惟一君

(大臣官房會計課長事務代理)

文部事務官(大臣官房宗務課長)

篠原 義雄君

文部事務官(大

學務局長)

稲田 清助君

委員外の出席者

文部事務官(調査

普及局刊行課長)

近藤 惟一君

専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 勲君

二月二十八日

理事岡谷光衛君の補欠として佐藤重

遠君が理事に当選した。

二月十六日

教科書の発行に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案(佐藤重遠君

外十四名提出、衆法第四号)

同月二十七日

宗教法人法案(内閣提出第五一号)

同月十三日

幼稚園の園費設置に関する請願(平

野三郎君紹介)(第五二四号)

職業教育法制定に関する請願外十九

件(田中重彌君紹介)(第五六八号)

同外七十件(降旗徳弥君紹介)(第五

六九号)

同(小林進君紹介)(第六一七号)

同(水野彦治郎君紹介)(第六一八号)

同(池見茂隆君紹介)(第六一九号)

同(菅原三郎

君紹介)(第五七〇号)

都道府県国立大学に幼稚園教諭及び

保育所保育の養成機関設置の請願

(辻寛一君紹介)(第五七二号)

義務教育費全額国庫負担に関する請

願(星島二郎君外五名紹介)(第六一

六号)

教職員の結核対策強化に関する請願

(柳澤秀男君紹介)(第六二七号)

同月十九日

職業教育法制定に関する請願外十一

件(井出 太郎君紹介)(第六六四号)

同外九件(井出 太郎君紹介)(第七

〇五号)

同(勝間田清一君紹介)(第七三八号)

同外九件(吉川久衛君紹介)(第七三

九号)

同(小松勇次君紹介)(第七六六号)

同(堀川恭平君紹介)(第七六七号)

同(花村四郎君紹介)(第七七〇四号)

同(足鹿寛君紹介)(第七三〇号)

六・三制校舍建築費国庫補助継続等

に関する請願(足鹿寛君紹介)(第七

三六号)

同(坂田道太君紹介)(第七三七号)

新制大学教育部学生に対する奨学資

金国庫補助の請願(坂田道太君紹介)

(第七四〇号)

国立大学施設費国庫負担の請願(坂

田道太君紹介)(第七四一号)

教員免許法認定講習費全額国庫負担

に関する請願(足鹿寛君紹介)(第七

三六号)

同(坂田道太君紹介)(第七三七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十四日

六・三制校舍整備費補助金並びに起

債増額等に関する陳情書(広島市霞

町広島県町村会会長三浦正)(第二一

一号)

職業教育法制定に関する陳情書外二

件(長野県中箕輪高等学校PTA会

長小林清人外二名)(第二二三号)

職業教育法制定に関する陳情書(長

野県上伊那郡箕輪村農業協同組合長

松崎茂人)(第二三七号)

教職員の結核療養期間延長に関する

陳情書(唐津市唐津小学校佐賀県療

養教職員会一瀬末光外三十四名)(第

二四二号)

国立大学の地方移譲反対に関する陳

情書(東京都千代田区教育会館内田

本教職員組合中央執行委員長岡三

郎)(第二四六号)

同月二十六日

職業教育法制定に関する陳情書外九

件(長野県南佐久郡白田町高等

学校PTA会長新井肇外九名)(第二

六七号)

在日朝鮮人学生の救済に関する陳情

書(東京都新宿区角等二丁目九十四

番地在日本朝鮮学生同盟本部代表

孟東鎬)(第二六八号)

教育費のわく拡大に関する陳情書

(八大都道府県議会議長会世話人福

岡県議會議長相良君)(第三〇一号)

六・三制特別教室校舎建築に対する

国庫補助の陳情書(山形県飽海郡本

楯村長飯塚農夫太)(第三〇七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選小委員及び小委員長選任

に関する件

宗教法人法案(内閣提出第五一号)

教科書の発行に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案(佐藤重遠君

外十四名提出、衆法第四号)

〇長野委員長 これより会議を開きま

す。

委員岡谷光衛君より、理事を辞任し

たいとの申出があります。これを許可

するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

〇長野委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

〇長野委員長 次に理事の補欠選挙を

行います。理事の選挙は、先例により

委員長において指名するに御異議ござ

りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

〇長野委員長 御異議なしと認め、左

藤重遠君を理事に指名いたします。

〇長野委員長 次に、去る二月八日国

政調査の承認を得ました宗教団体活動

の件につき、調査の必要上、本委員会

に宗教団体の活動に関する小委員会を

設置したいと思ひますが、御異議ござ

りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

〇長野委員長 御異議なしと認めま

す。小委員会を設けることに決しま

す。小委員及び小委員長を選任いたし

ます。

第一類第十号 文部委員會議録第四号

昭和二十六年二月二十八日

ます。先例により、私より指名いたします。

- 岡委員 佐藤重遠委員
- 柏原委員 坂田委員
- 高木委員 若林委員
- 笹森委員 浦口委員
- 松本委員 渡部委員

及び長野長廣の十一名を小委員に指名いたします。

次に、小委員長に若林委員を指名いたします。

○長野委員長 次に、教科書の発行に
関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより提出者の提案理由を説明願います。佐藤重遠君。

教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
法の一部を改正する法律案
教科書の発行に関する臨時措置法
(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十二條中「三分」を一分に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
○佐藤重遠委員 提案の理由を説明いたします。

新しい教科書検定制実施以来、民間企業による教科書の出版は盛んに行われ、現在では小・中・高等学校の教科書を発行するもの七十五社、教科書の点数二千六百六十八点、発行部数約二億五千万冊を数えるに至り、わが国の教科書は質、量ともに非常に向上したものであります。ただ教科書の定価

は、教科書の特つ教育的な性格にかんがみまして、できる限り廉価で供給するため、厳格な定価算定方式によつて抑制されております。そこで教科書製

造者の経営はかなり苦しく、教科書製造資金の調達には、多大の困難を感じておられるような状態でありまして、従いまして、このような教科書発行者の経営上の困難を、なるべく定価の高騰を来すことなく軽減することができるような措置をとることが必要なのであります。教科書の発行に関する臨時措置法は教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持することを主たる目的とする法律でございますが、同法中に教科書の供給を完全にするため、教科書発行者から定価の三分、すなわち三割に当る保証金を徴するという規定が設けられております。しかしながら前にも申し上げましたように、教科書発行者が法律制定当時比べまして激増し、また資材の値上り、色刷り教科書及び営業費の増加等により、教科書の定価が高騰したため、保証金の金額は多額となり、莫大な教科書製造資金の調達に苦しむ教科書発行者に、過重な負担となつておるのであります。しかしながら一面このように保証金の金額が多額になつておるといふことは、保証金の率を減少しても、保証金として十分な金額が徴収できることを意味するものと考えられるのであります。そこでこの保証金の率を減らすことによつて、教科書の定価に影響なく、教科書発行者の経営上の困難を軽減し、あわせて教科書の製造、供給を一層円滑にしたいと存じまして、今回本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに本法案が成立いたしますようお願いいたします。

○長野委員長 次に、質疑に入りま

す。渡部君。

○渡部委員 これは文部省の方にお聞きすることになるわけですが、現に大

小出版社で、どのくらいの保証金を納めて

いるものか、具体的な数字の大きいところと小さいところという点でわか

つておられますか。

○近藤説明員 私文部省の刊行課長で

ございます。ただいまのお尋ねに對し

ましてお答えを申し上げます。昭和二十

五年年度の教科書の保証金につきましては、小・中・高各学校の教科書を全

部合せますと、全国で總數約二億冊ほ

ど出ております。それに対して、定

価が平均して二十六円五十銭ござい

ます。その三分でございまして、保

証金の總額は二億を越すわけであり

ます。なお昭和二十六年年度教科書につ

きましては、前期用と申しまして、總數

の約三分の二ぐらい、この四月から

使われる、教科書でございますが、その

数の一番多い東京書籍株式会社にお

ましては、発行部数が約四千五百万冊

ぐらいいなおります。従いまして、平均

定価の三十二円をおかけいたいただき

まして、その三分が保証金になる計算で

ございます。私ちようどその一番多い

教科書会社の保証金の計算をいたして

おりませんので、その御計算を願えば、

一番多い教科書会社の保証金の負担の

金額が出て参ると存じます。失礼で

ございますが以上の説明で御了承いた

きたいと思ひます。

○渡部委員 この提案は、主として金

融関係から来ておられると思ひますが、金

融関係は、出版界に對しては最近特に

きゆうくつになつておつて、これが

一般的に言つて日本出版文化の危機を

来していると思つておられるので、その場合

は問題になるのは、金融関係だけで

はなしに、教科書の場合も同様であ

ります。用紙問題があると思ひます。用紙問題については、文部関係の方でも関連があるわけなんです、これに對する用紙のゆたかな使用方法を見出す道について、何か特別の考慮もしくははからいをされておるかどうか、お聞きします。

○近藤説明員 教科書用紙のことにつ

きましてお尋ねでございますので、私

の存じております範囲内でお答えを申

上げたいと存じます。教科書用紙

は、今年度に使つております教科書に

つきましては、約六千万ポンド前後と

考えております。二十六年年度の教科

書につきましては、約七千万ポンド前

後と考えております。この数量は、お

そらく新聞紙を除きました他の一般出

版物の中におきまして、ちょうど同じ

ぐらゐの使用量になる膨大な數量を考

えております。しかも教科書を製造す

る時期は、大体におきまして十月ごろ

から三月までの間でありまして、一時

期に多量の紙を必要としたのであり

ます。従いまして、四半期ずつ製造割

当をいたします場合におきましては、

大体今の日本の紙生産の状況におき

まして、円滑に充足できる程度ではないかと存じますが、ただいまも申し上げ

ましたように、教科書の製造は一時期に多量の紙を要するという特殊性がございますために、この人手ということにつきましては、非常な苦心があるわけでありまして、それに加えて、一時は用紙事情がたいへん緩和されたといふことでありましたが、最近では、特にバルブ事情等からいたしまして、非常にきゆうくつになつて参りました結果、一応四半期に割りまして、教科書の全數量の生産の割当と、引取りの割当等がございましたけれども、教科書の製造の最盛期に入りましてからは、特に引取りという点につきまして、非常な困難を生ずるようになって、次第でございます。しかしながら、幸いにいたしましたので、二十六年年度の教科書につきましては、この十月ごろからの割当におきまして、相当量の割当をいたしましたので、特に四月から使われる教科書の紙の心配は、最近の四半期までにはほとんど大部分の割当を了しまして、引取りさへ円滑に行きますと、教科書製造上はさしつかえないという程度でありまして、非常なきゆうくつにはなつておられませんけれども、幸いこの四月から使われる前期用の教科書の製造には、さしつかえない程度の紙の入手が、現在苦心はされつつありますけれども、とにかく間に合う程度に入手が

○相良政府委員 たいま申しました通り、現行法規のもとには、きわめて不完全な方法——ただいま申しました生活保護法の適用以外にないのでございませうけれども、自下内閣に設置されておきますところの社会保障制度審議会が、内閣に答申いたしましたところの、社会保障制度というものが実施されますと、たいま御指摘のような点について、非常に改善が加えられることになるだろうと考えております。

○坂本委員 そういう大きな問題でなく、現在市町村において、食えない者とか、あるいは盲とかいう者には、市町村自身これを救済する方法がある。ですから、これを教科書の買えない児童にまで及ぼすように、やはり文部省当局から督促しなければ、各市町村はできない。われ／＼は完全雇用をし、社会保障制度を完璧にするように提案はしておりますが、なか／＼現在の内閣ではできそうもない。だからその大きいところを望むというところは、今すぐはできないと思う。しかしながら、児童の教育というものは、当面の問題です。ですから、市町村にはそういう生活扶助という方法もあるから、なおこれを教科書の買えない児童にまで及ぼしてやらせる、そういうことを積極的に文部省から督促してやらなければならぬ。日本は民主主義と申ししても、まだいなかの百姓は、お上から言われるとそれをやるけれども、言わなければやらない。ですから、そういう点をもう少し督促してやらせるというようにしなければならぬ。またまつきからおめでたい教科書の供給についての話があるけれども、われわれの聞いたところによると、出版

社とか供給の本屋なんかは、文部省とか各県の教育委員会なんかには、しよつちゆう出入りをしておる。それは自己の利益のための販売などが目的であつて、完全に児童に書籍を渡すというところについては、非常におそろひなところにある。この点はやはり法律の改革があつたにしろ、文部省は積極的にこれを調査し、そしていけな点はこのを督促させる、これが私は教育行政の府の文部省の一つの仕事ではないかと思ふのであります。かような見地から、発行者に対してこういう保護制度を設けるならば、この教科書が完全に児童の手に渡るような措置を講ずることを考えなければならぬ、という私の考えをここに開陳しまして、質問を打ち切ります。

○若林委員 今日の委員会における渡部、坂本両君に対しての御答弁は、今までのない懇切丁寧をきわめられたものであります。私はさほど懇切に伺わぬでもないのではありませんが、要点だけをひとつ……

この御説明書の中に、イとして金融問題が書いてあるのがあります。現在までの金融問題は、各金融機関なり文部省などの格段の協力によつてなされていっているのではありませんか、これに一つの法的根拠を興える必要があるのじやないかと考えておるのであります。たとえてみれば、金融公庫のごとき、貿易に關してもそういうものが構想されておる。あるいは食糧に關しては、相当国家が犠牲を拂つて食糧の確保ということをやつておる。教科書は、精神的食糧だろうと私は思うのであります。いまま少しそういう面にお

いて、金融面にむだな頭を使わさず、低廉にして、よい教科書をつくることに発行者をして専念せしめるために、金融公庫のごとき構想を持つものであります。食糧政策その他に非常の国家の政策が、薄いように思えてならぬのであります。これに對して、簡単にいいのであります。将来大いに考慮するかしらぬかというくらいのことでもいと思ひます。お考えをひとつ伺ひしてみたいと思ふのであります。

○相良政府委員 まことにお説ごもつともでありまして、文部省におきましても、数年前、教科書の、たいま御指摘のような点について、公団をつくるという考を持ちまして、研究を進めておつたのでございまして、公団をつくるというところにつきましては、むしろ現在ありますところの公団というよりもなものを廃止し、少くして行こうという、そういう時代の趨勢がございまして、実現不可能となつたのであります。しかしながら、これであきらめてしまつたのではなく、たいま非常にごもつともな御意見を伺ひましたので、なお研究を進めて行きたいと考えております。

○若林委員 私は公団は反対なんでありまして。公団には絶対反対であります。私の申し上げるのは、金融公庫という金融面だけで何して行こう。これは市中銀行に何してもいいし、公団という構想を離れて、金融面だけで、ひとつ文部省としてもお考えを願ひたいと思ひます。それで私の御返答は承らなくてもけっこうであります。

○近藤説明員 今相良政府委員からの御説明に補足いたしました。お答え申し上げたいと存じます。御承知のように、教科書制度につきましても文部大臣の諮問機関といたしまして、教科用図書分科審議会というものがございまして、私どもの行政上に参考になること、あるいは重要な案件につきましては、一々この機関に諮つて仕事をいたしておる次第でございまして。たいまのお尋ねと、また坂本先生のお尋ねとも関連いたしますが、教科書の発行、供給というものは、生徒に学校が必要とする教科書が完全に適当な時までには必ず行かなければならぬというところが、最大の目的でありまして、このことのために、私どもは極力努力しておる次第であります。従いまして従来の経験からいたしまして、これを今度どういふふうに変更して行つて、新しい時代に即した、また最もよい方法、万人に喜ばれるような方法には、どういふふうにして持つて行つたらいかということ、常に研究いたしておるわけでございます。たいまの教科用図書の審議会におきましても、この問題につきましては、各府県からの代表をもつて大部分を組織しておる審議会でありまして、各地方からの意見なども持ち寄りまして、たいま審議をしておる次第でございまして、たいまお話の教科書に關しましての金融の問題につきまして、たとへばたいま仰せられましたような金融公庫というふうな行き方も、一つの方法といたしまして、たいま審議会の方でも取上げまして、さらに特別小委員会の方におきまして、具体的に各方面の資料に基づきまして、研究を進めておるところでござい

ざい。また文部大臣に對しまして答申するまでには至つておりませんが、そういう状況にあるということだけをお補足的に御説明申し上げます。

○浦口委員 簡単に一つお尋ねしておきます。よい教科書を廉価で児童に配給するということは当然でありまして、それについて、今この法案に特に直接関連がありますのは、いわゆる金融の問題で、これは若林委員の御発言にも関連いたしますが、この点について特段の処置を願ひたい、こう思ひわけです。それにつきまして定価算定方式が改訂されたということが、この印刷物に載つておりますが、この新しい定価算定の内容を、もしお知らせ願ひたいと思ひます。

○近藤説明員 定価算定方式と申しますのは、文部大臣が、定価について臨時措置法によつて許可を興えるということになつております。それではその許可を興えるにあたり、いかなる基準で許可を興えるかということになるわけでございますが、この算定方式は物価庁及びその筋のESSのプライス・コントロールというふうな方面とお打合せをいたしました結果つくられましたのが、そも／＼初めの算定方式でございまして、概要を申し上げますと、教科書の一部当りの生産原価を出すのでございまして。その生産原価を出す方法は、用紙あるいは製本資材、製本、印刷、それからその資材を持ち運びいたしましたに要する小運送の料金というふうな要素につきましまして、それ／＼協定値段あるいはマル公がございまして、それらを積算いたしまして、教科書の一冊当りの製造原価をはじき出すわけでございます。そ

の製造原価に對しまして、事業費を従
来は二〇%見る。それからさらに編修
費を含む印刷率というものを別に定め
ました。この印刷率と申しますのは、
発行部数によりまして税率をかえてお
りますので、これは別表になつており
まして、その部数によつて機械的にパー
センテージが出るようになっており
ます。この印刷率——編修費を含むと
ころの印刷率を原価に對しましてかけ
ましたものが出て参ります。それから
さらに輸送費——荷づくり発送に要す
る費用といたしまして、一ページ当り
二銭を見積りました。それから特約手
教科料といたしまして、やはり原価の七
%、取次手数料といたしまして原価に
對しまして二五%、これだけのものを
一部当りの製造原価に對してそれら
かけたものを加えてまして、定価が算出
されるというのが大筋でございます。

その中で、従来その定価算出方式がそ
の筋から承認をされました当時におき
ましては、ちよど新しい検定制度が
まだ実施される一年前でありまして、
そのためにこの原価に含まれていない
諸般の費用がかかつておるわけであり
ます。なぜかと申しますと、臨時措置
法が出ましてから、展示会というよう
なものを用いたしまして——各学校が採
用いたすについて、目録だけではよく
わからない、現物と比較研究したい、
またするのが適当と考へまして、教科
書展示会を毎年実施するということにな
つておりました、その展示会に何点
出品するか、すなわち小学校、中学
校、高等学校というように、学校によ
つて部数が違います。それは学校の教
が違ふからでございます。展示会に出
す見本をつくる見本作製費というもの

は、相当な大なものになるわけござ
います。これは実は今まで定価の算
定上は認めていなかったわけでありま
す。そのほかに、先ほど紙のことで御
説明申し上げましたように、必要な
時に一ぺんにたくさん紙の紙を入手す
ることが、今の日本の紙の生産状況では
むずかしいものでございますから、各
四半期にわけて入手しておるわけであ
ります。従いまして、製造最盛期に入る
前から紙の引取りをやりますために、
この金利が相当額になる、わけござ
います。これも見なければならぬだ
らうということでございます。そのほ
か残本と申しますか、災害とか、ある
いはそのほか破損いたしましたり、あ
るいは海外からお歸りになつて御就学
になつたり、あるいは他の学校から他
の学校にお移りになつたときに、学校
によりまして教科書が大分違うもので
すから、またよけいに教科書がいら
ない場合に備へまして、保留分を需要
のほかに認めておるわけでありま
す。認めておるといふよりも、調節用
の保存本をとつておくように仕向け
ておるわけでありまして、これが実はそ
ういふ災害等がなかつた場合には、ま
る残本になることもございます。ま
たやむを得ず学校制度がかわるとい
うこともございます。高等学校になりま
すと、合併いたしましたり……。

○長野委員長 説明員に申します。な
るべく要点を簡単にお願いいたしま
す。

○近藤説明員 そうですね、な
るべく、残本の費用が相当にかかるとい
うこと、これがやはり見てなかつた
というところで、これらを含めまして、
事業費を従来二〇%と見たものを三八

%にいたしたいということ、全体と
いたしましては、約一割前後くらい
値上りになるのではないかと、いふ
に考へております。

○濱口委員 一去年より約入定価が
高くなつたと書いてありますが、先
ほどの説明員の話では、昨年は一冊の定
価二十六円、今年は三十二円というお
話があつたのです、大分幅が違つて参
りますが、その点ひとつ簡単に答へ
願いたい。

○近藤説明員 紙の値上りがその後
ございましたのと、それから色刷りが非
常にたくさん加わつて参りましたため
に、上質用紙が加わりましたので、途
中におきましてさういふふうになつ
つて参つたのでございます。

○小林(進)委員 遅れて参りまして、
ちよつと前後のつじつまの合わない質
間になるかも知れませんが、率直に私
の考へていることを伺わせていただき
たい。ただいまの御説明では、教科書
の発行を担当している事業会社とい
ましようか、営利商人と申しましょ
うか、さういふ方々の仕事の苦難を代弁
されておられる感じがなきにしもあ
らずであります。昔の文部省発行の一
律の計画を改めて、現在のような教科
書の発行制度を持たせましてから、す
でに四、五年を経過いたしておられま
す。根本的にさかのぼりまして、現在
の方法にかわるもつという方法がない
ものかどうか、さういふことを考へ
になつたことがあるかどうか。願わ

くは、私も国民教育の基本たるこ
ういふ教科書は、昔のような画一的な発
行方法は、もちろん賛成するものでは
ありませんけれども、これはやはり營
利の対象として、さういふ商人とか事

業家にまかせておくのが、どうも不安
定でたまらない。できれば、いさし
国家はこれに関與いたしまして——私
の具体案といたしましては、内容はそ
れぞれの種目にまかせておくといたし
ましても、文部省の付属の印刷所ぐら
いなものを設けて、教科書を取扱うよ
うな方法がないものかどうか、この点
お伺いしたいと思います。

○天野國務大臣 今お述べになりました
ことは、確かに一理あることだと、
私も思つております。ただ教科書が今
日のように発達して来たというのは、
初めから教科書を制限してしまわな
いで、自由に競争させたということによ
つて、私は非常に発達して来たと思
うのです。戦時中なんか、一つ教科書に
してしまふということには、私反對の
意見を持つておりました。だから、趨
勢としてみれば、やはり自由にいろ
いろな教科書をつくらせて、その中から
よいものが発達して行くというのが、
私はやはり趨勢ではないかと考へてお
ります。ただし、これにもまた小
林さんのおつしやつたような弊害も伴
いやすいかと思ひますから、その点考
えて行かなければなりません。趨勢
としては、国家がこれを統制しない
で、自由にさせて行く、さうすると、
お互いに切磋琢磨して教科書が発達し
て来る。私は現在まで非常に発達して
来ておると思つております。これは自由
にした結果だと、さう思つておりま
す。

○小林(進)委員 大臣の御答弁は私の
質問を少しはすれておるのではないか
と思ひます。教科書の内容に對して
は、幾種類あつてもよろしい、大いに
競争していいものをつくつてもらいた

いけれども、その製造は、今も申し上
げますように、一案でございますが、
文部省の印刷局というものでもつく
つて、そこで製造できないか。版權そ
の他は国で買い上げる。いいものはい
いものであります。製造工程は商人
にまかせないで、ほかの何か營利を目
的としないう方法で、自由な競争で
上つたものを、こちらで製造できな
い、その方法はないかというのであり
ます。

○天野國務大臣 御質問の要点を逸し
たことは、私たいへん相済みません
でした。確かに小林さんの言われること
も一理あることですが、しかしなかな
かそれはむずかしいことではないか。
競争だけは向うでさせるが、元締めは
こつちだというやり方は、なか／＼む
ずかしくはないか。しかし一つの理想
として、私もはお聞きいたしておき
たいと思ひます。

○小林(進)委員 時間がないうです
から、簡単に伺ひするのですが、こ
の保証金三分という現行の法律の中
の数字というものは、どういふ根拠に立
つておるか御存じですか。

○近藤説明員 前の定価の三分を保証
金に定めましたのは、実は算術では出
て参らないのであります。打明けてお
話を簡単に申し上げますと、そのとき
の計算は、実は算術では出て来ない
で、三分ぐらいがよからうということ
で——私もといいたしましたが、算術
をいたしますのに、非常に困るのであ
りますけれども、その当時といいたしま
しては、大体さういふ見当に當つてお
つたのでございます。たとえ定価の
うちの三割が用紙代であつたのでござ

(宗教団体の定義)

第二條 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(境内建物及び境内地の定義)

第三條 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前條に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同條に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拜殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前條に規定する目的のために供される建物及び工作物

(附属の建物及び工作物を含む。)

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一面の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この條において同じ。)

三 参道として用いられる土地
四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、

仏供田、修道耕地等を含む。)

五 庭園、山林その他登載又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

(法人格)

第四條 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

(所轄庁)

第五條 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

(公益事業その他の事業)

第六條 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(宗教法人の住所)

第七條 宗教法人の住所は、主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第八條 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記しなければならぬ事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(登記に関する届出)

第九條 宗教法人は、第七章の規定による登記(所轄庁の嘱託によつてする登記を除く。)をしたときは、遅滞なく登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(宗教法人の能力)

第十條 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負ふ。

(宗教法人の責任)

第十一條 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負ふ。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の議決に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負ふ。

第二章 設立

(設立の手續)

第十二條 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

五 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員

六 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

七 第六條の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営(同條第二項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。)に関する事項

八 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分(第二十三條但書の規定の適用を受ける場合に關する事項を定めた場合)には、その事項を含む。予算、決算及び会計その他の財務に関する事項

九 規則の変更に関する事項

十 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

十一 公告の方法

十二 第五号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項を定めた

場合には、その事項

十三 前各号に掲げる事項に關する事項を定めた場合には、その事項

2 宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害關係人に周知させるに適當な方法とする。

3 宗教法人を設立しようとする者は、第十三條の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害關係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。

(規則の認証の申請)

第十三條 前條第一項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 当該団体が宗教団体であることを証する書類

二 前條第三項の規定による公告をしたことを証する書類

三 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類

四 代表役員及び定数の過半数に當る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

(規則の認証)

第十四條 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合において、その受理の日を附記し

た書面その旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事実が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めるときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えていないと認めるとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

一 当該団体が宗教団体であること。

二 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該設立の手續が第十二條の規定に従つてなされていること。

2 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べべる機会を與えなければならない。

3 第一項の場合において、所轄庁が文部大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三

月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面その旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに當り、当該申請者に対し第十二條第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)

第十五條 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。(規則の認証に関する再審査)

第十六條 第十四條第四項の規定による認証することができない旨の通知を受けた者は、これに対して異議があるときは、その通知を受けた日から二月以内に、再審査請求書にその理由を記載した書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その再審査の請求をすることができ

る。

2 所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その受理の日を附記した書面その旨を当該請求者に通知した後、左の各号の規定に従つて当該各号に掲げる決定をしなければならない。

一 当該再審査の請求が前項の期間の経過後になされたとき、又はその他の手續上の不備がある場合に相当の期間内にその不備の補正を求めたにもかかわらずなおその不備が補正されなかつたときは、当該請求を却下する旨の決定

二 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十四條第一項の規定に準じ当該再審査を再審査し、当該再審査が同項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、あらかじめ当該規則を認証する旨の決定

三 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十四條第一條の規定に準じ当該再審査を再審査し、当該再審査が同項各号に掲げる要件を備えていないと認めるとき、又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えていないかどうかを確認することができないときは、当該規則を認証することができない旨の決定

3 第十四條第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定による決定の場合に準用する。

4 第二項の場合において、所轄庁が都道府県知事であるときは、当該所轄庁は、同項第三号の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

5 所轄庁は、第二項第一号の規定に該当する場合においては、その再審査の請求を受理した日から三月以内に、同号の規定による決定をし、且つ、当該請求者に対しそ

の理由を附記した書面その旨を通知しなければならない。

6 第十四條第四項の規定は、第二項第二号又は第三号の規定による決定の場合に準用する。この場合においては、第四項の規定に該当するときは、「六月」と読み替へるものとする。

7 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときは、所轄庁が同項の規定による決定をすべき期間は、前二項の規定による期間にその補正を求めた期間を加算した期間とする。(規則の認証に関する訴訟)

第十七條 前條第六項の規定による認証することができない旨の通知を受けた者は、その認証することができない理由の全部について異議がある場合において、当該再審査に係る所轄庁が都道府県知事であるときは、その通知を受けた日から一月以内に、訴訟法(明治二十三年法律第五号)の規定により文部大臣に訴訟をすることができ

る。

2 文部大臣は、前項の規定による訴訟を受理したときは、左の各号の規定に従つて当該各号に掲げる決定をしなければならない。

一 当該訴訟が前項の期間の経過後になされたとき、又はその他の手續上の不備がある場合に相当の期間内にその不備の補正を求めたにもかかわらずなおその不備が補正されなかつたときは、当該訴訟を却下する旨の判決

二 当該訴訟願人が異議を申し立てた事項の全部についてその理由がないと認めるときは、当該訴訟願人を棄却する旨の判決

三 当該訴訟願人が異議を申し立てた事項の全部又は一部についてその理由がないと認めるときは、当該訴訟願人を棄却する旨の判決

3 第十四條第二項の規定は、文部大臣が前項第三号の規定による判決をする場合に準用する。

4 文部大臣は、第二項第二号又は第三号の規定による判決をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第二項第二号の規定による判決があつたときは、遅滞なく当該訴訟に係る規則を認証し、且つ、当該訴訟願者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付しなければならない。

第三章 管理

(代表役員及び責任役員)

第十八條 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定めなければ、責任役員相互によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合に

はその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

6 代表役員及び責任役員は、当該宗教法人の事務に関する権限は、当該宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

(事務の決定)
第十九條 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の数以上の過半数で決し、その責任役員は、各々平等とす。

(代務者)
第二十條 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならぬ。

一 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

二 代表役員又は責任役員が病氣その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

(仮代表役員及び仮責任役員)
第二十一條 代表役員は、宗教法人

と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合において、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員は、議決権を有する責任役員の数以上の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3 仮代表役員は、第一項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。

(役員欠格)
第二十二條 左の各号の一に該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者及び准禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(財産処分等の公告)
第二十三條 宗教法人(宗教団体を包括する宗教法人を除く)は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第十九條

の規定)による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く)又は保証をすること。

三 主要な境内建築物の新築、改築、増築、除却又は著しい模様替をする。

四 境内地の著しい模様替をすること。

五 主要な境内建築物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二條に規定する目的以外の目的のために供すること。

(行為の無効)
第二十四條 宗教法人の境内建築物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前條の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもつて対抗することができない。

(財産目録等の作成及び備附)
第二十五條 宗教法人は、その設立(合併に因る設立を含む)の時及び毎会計年度終了後三月以内に、

財産目録を作成しなければならない。宗教法人の事務所には、常に左に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び貸借対照表又は收支計算書を作成している場合には、これらの書類

四 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

五 第六條の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

第四節 規則の変更
第二十六條 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係(以下「被包括関係」という)を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七條の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人

に對し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七條の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めるときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部大臣に通知することができる。

(規則の変更の認証の申請)
第二十七條 宗教法人は、前條第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前條第二項の規定による公告をし、及び同條第三項の規定による承認を受けたことを証する書類

三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前條第二項

に對し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七條の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めるときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部大臣に通知することができる。

の規定による公告及び同條第三項の規定による通知をしたことを証する書類

(規則の変更の認証)

第二十八條 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならぬ。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

二 その変更の手續が第二十六條の規定に従つてなされていること。

2 第十四條第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。

この場合において、同條第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替へるものとする。

(規則の変更の認証に関する再審査及び訴訟)

第二十九條 第十六條の規定は、前條第一項の規定による認証することができない旨の決定に対して異議がある場合に準用する。この場合において、第十六條第二項第二号及び第三号中「第十四條第一項」とあるのは「第二十八條第一項」と、「当該規則」とあるのは「当該規則の変更」と、同項第三号中「そ

の受理した規則」とあるのは「その受理した変更しようとする事項を示す書類」と読み替へるものとする。

2 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証することができない旨の決定に対して異議がある場合に準用する。この場合において、第十七條第五項中「当該訴訟に係る規則」とあるのは「当該訴訟に係る規則の変更」と、「認証した旨を附記した規則」とあるのは「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替へるものとする。

(規則の変更の時期)

第三十條 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずるものとする。

(合併に伴う場合の特例)

第三十一條 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関し、この章の規定にかかわらず、第五章の定めるところによる。

第五章 合併

(合併)

第三十二條 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

第三十三條 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四條から第三十七條までの規定による手續をした後、その合併について所轄

庁の認証を受けなければならない。第三十四條 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ(規則の別段の定めがないときは、第十九條の規定)による外、信者その他の利害関係人に對し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六條の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第三十五條 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手續をしなければならない。

2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第十二條第一項及び第二項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

3 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八條第一項の規定による認証申請の少くとも二个月前に、信者その他の利害関係人に對し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第十二條第二項に規定する方法により公告しなければならない。

第三十六條 第二十六條第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同條各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替へるものとする。

一 第一項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更その他の当該関係の廃止」とあることとする。

二 第二項中「第二十七條」とあるのは「第三十八條第一項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」とあることとする。

三 第三項中「第二十七條」とあるのは「第三十八條第一項」、「前項」とあるのは「第三十四條第一項」とあることとする。

四 第四項中「被包括関係の廃止

に係る規則の変更の手續」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手續」、「前三項」とあるのは「第三十四條から第三十七條まで」。

第三十七條 合併に伴い第三十五條第三項又は前條において準用する第二十六條第二項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第三十四條第一項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第三十五條第三項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

(合併の認証の申請)

第三十八條 宗教法人は、第三十三條の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五條第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同條第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定める手續(規則に別段の定めがないときは、第十九條の規定による手續)を経たことを証する書類

二 第三十四條第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四條第二項から第四項までの規定による手續を経たことを証する書類

四 第四項中「被包括関係の廃止

に係る規則の変更の手續」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手續」、「前三項」とあるのは「第三十四條から第三十七條まで」。

第三十七條 合併に伴い第三十五條第三項又は前條において準用する第二十六條第二項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第三十四條第一項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第三十五條第三項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

(合併の認証の申請)

第三十八條 宗教法人は、第三十三條の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五條第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同條第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定める手續(規則に別段の定めがないときは、第十九條の規定による手續)を経たことを証する書類

二 第三十四條第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四條第二項から第四項までの規定による手續を経たことを証する書類

四 第三十五條第一項又は第二項の規定に該当する場合には、同條第一項又は第二項の規定による手続を経たことを証する書類

五 第三十五條第二項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

六 第三十五條第三項又は第三十六條において準用する第二十六條第二項の規定による公告をしなければならぬ場合には、当該公告をしたことを証する書類

七 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第三十六條において準用する第二十六條第三項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名とするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。

(合併の認証)

第三十九條 所轄庁は、前條第一項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面をその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならぬ。

一 当該合併の手続が第三十四條から第三十七條までの規定に従つてなされていること。

二 当該合併が第三十五條第一項又は第二項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該合併が第三十五條第二項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2 第十四條第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。

この場合において、同條第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第三十五條第一項又は第二項の規定に該当する場合には、当該合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替へるものとする。

3 第一項又は前項において準用する第十四條第四項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に對してすれば足りる。

第四十條 第十六條の規定は、前條第一項の規定による認証することのできない旨の決定に對して異議がある場合に準用する。この場合において、第十六條第二項第二号及び第三号中「第四條第一項」とあるのは、第三十九條第一項」と、当該規則」とあるのは「当該合併」と、同項第三号中「その受理した規則」とあるのは「その変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替へるものとする。

2 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証することができない旨の決定に對して異議がある場合に準用する。この場合において、第十七條第五項中「当該訴訟願に係る規則」とあるのは「当該訴訟願に係る合併」と、認証した旨を附記した規則」とあるのは「当該合併が第三十五條第一項又は第二項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替へるものとする。

(合併の時期)

第四十一條 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七條の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二條 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務(当該宗教法人が第六條の規定により行つた事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六章 解散

(解散の事由)

第四十三條 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合の外、左に掲げる事由に因つて解散する。

一 規則で定める解散事由の発生

二 合併(合併後存続する宗教法人における当該合併を除く)

三 破産

四 第八十條第一項の規定による所轄庁の認証の取消

五 第八十一條第一項の規定による裁判所の解散命令

六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第三号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(任意解散の手続)

第四十四條 宗教法人は、前條第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散に對して所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前條第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定めがないときは、第十九條の規定)による外、信者その他の利害關係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害關係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

(任意解散の認証の申請)

第四十五條 宗教法人は、前條第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 解散の決定について規則で定める手続規則に別段の定めがないときは、第十九條の規定による手続)を経たことを証する書類

二 前條第二項の規定による公告をしたことを証する書類

(任意解散の認証)

第四十六條 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面をその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続が第四十四條の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2 第十四條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。

この場合において、同條第四項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替へるものとする。

(任意解散の認証に関する再審査及び訴訟)

第四十七條 第十六條の規定は、前條第一項の規定による認証することのできない旨の決定に對して異

議がある場合に準用する。この場合において、第十六條第二項第二号及び第三号中「第十四條第一項」とあるのは「第四十六條第一項」と、「同項各号に掲げる要件」とあるのは「同項の規定による認証の要件」と、「当該規則」とあるのは「当該解散」と、同項第二号中その受理した規則及びその添附書類」とあるのは「その受理した添附書類」と、「これらの要件」とあるのは「当該要件」と読み替えるものとする。

2 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証することができない旨の決定に対して異議がある場合に準用する。この場合において、第十七條第五項中「当該訴訟に係る規則」とあるのは「当該訴訟に係る解散」と、「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは「認証書」と読み替えるものとする。

(任意解散の時期)
第四十八條 宗教法人の第四十三條第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。
(清算人)
第四十九條 宗教法人が解散合併及び破産に因る解散を除く。したときは、規則に別段の定がある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除く外、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 宗教法人が第四十三條第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因

つて解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 第二十二條の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

4 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定がなければ、宗教法人の解散に因つて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

5 第二項の規定に該当するとき、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散に因つて退任するものとする。

(残余財産の処分)
第五十條 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除く外、規則で定めるところによる。

2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
(民法及び非訟事件手続法の準用)
第五十一條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十條、第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十二條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百七條ま

で及び第三百十八條の規定（法人の解散及び清算）は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十條中「理事」とあるのは「代表役員又ハ其代務者」と、同法第七十五條中「前條」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項」と読み替えるものとする。

第七章 登記

第一節 宗教法人の登記

(設立の登記)
第五十二條 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所所在地においてしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的（第六條の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）

二 名称

三 事務所

四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

五 基本財産がある場合には、その総額

六 代表役員及び責任役員の氏名及び住所

七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三條第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項

八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

九 公告の方法

3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。（従たる事務所の新設の登記）
第五十三條 宗教法人の成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所所在地において三週間以内に前條第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 宗教法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)
第五十四條 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十二條第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)
第五十五條 第五十二條第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(代務者の登記)
第五十六條 代務者が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、代務者の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前條の規定は、前項の規定により登記した事項に変更を生じた場合に準用する。

(合併の登記)
第五十七條 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因る解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因つて設立する宗教法人については第五十二條第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)
第五十八條 宗教法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、第四十三條第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、

同條第二項各号に掲げる事由に因る解散の場合には、当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第五十九條 清算人が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 第五十五條の規定は、前項の規定により登記した事項に変更を生じた場合に準用する。

(清算終了の登記)

第六十條 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十一條 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請人)

第六十二條 第五十二條から第五十七條までの規定による登記は、代表役員又はその代務者の申請により、第五十八條から第六十條まで

の規定による登記は、清算人の申請によつてする。但し、宗教法人が第四十三條第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合における解散の登記は、当該所轄庁又は裁判所の嘱託によつてする。

(登記申請書の添附書類)

第六十三條 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本並びに代表役員及び責任役員各員の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表役員、責任役員、代務者又は清算人の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

4 合併に因る設立、変更又は解散の登記の申請書には、前三項に掲げる書類の外、第三十四條第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

5 代務者の就任の登記の申請書には、代務者の資格を証する書類を添えなければならない。

6 清算人の就任の登記の申請書には、代表役員又はその代務者が清算人でない場合には、清算人の資格を証する書類を添えなければならない。

7 この法律の規定による所轄庁の

認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証書の謄本を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第六十四條 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第六十五條 非訟事件手続法第三百十九條ノ二、第四百二十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第五百四十四條から第五百五十七條までの規定(商業登記に関する通則)は、この章の規定による登記に準用する。

第二節 礼拝用建物及び敷地の登記

第六十六條 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨を登記をすることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

第六十七條 前條第一項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によつてする。

2 登記の申請書には、礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する書類を添えなければならない。

(登記事項)

第六十八條 登記官吏は、前條第一項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記用紙

中甲区事項欄に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記載しなければならない。

(礼拝の用途廃止に因る登記の抹消)

第六十九條 宗教法人は、前條の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、遅滞なく同條の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前條の規定による登記をした土地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

2 登記官吏は、前項前段の規定による申請に基づき登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前條の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

(所有権の移転に因る登記の抹消)

第七十條 登記官吏は、第六十八條の規定による登記をした建物又は土地については所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同條の規定による登記を抹消しなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。

3 前二項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

第八章 宗教法人審議会

第七十一條 文部省に宗教法人審議会を置く。

2 宗教法人の審議会は、文部大臣の諮問に依つて宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する。

3 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

(委員)

第七十二條 宗教法人審議会は、十人以上十五人以内の委員で組織する。

2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから、文部大臣が任命する。

(任期)

第七十三條 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができ、(会長)

第七十四條 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

(委員の費用弁償)

第七十五條 委員は、非常勤とする。委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(職務)

第七十六條 宗教法人審議会の庶務は、文部大臣官房において処理する。

(運営の細目)

第七十七條 この章に規定するものを除く外、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、文部大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

第九章 補則

(被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等)

第七十八條 宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第二十六條第三項(第三十六條)において准用する場合を含む。規定による通知前には、その通知後二年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に對し不利益の取扱をしてはならない。

2 前項の規定に違反して行爲したは、無効とする。

3 宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免れることができない。

(公益事業以外の事業の停止命令)
第七十九條 所轄庁は、宗教法人が

行ふ公益事業以外の事業について第六條第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に對し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができ。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 第十四條第二項の規定は、第一項の場合に准用する。この場合において、同條第二項中「当該申請者」とあるのは、「当該宗教法人」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合において、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

5 第一項の規定による事業の停止の命令に對して異議がある者は、訴願法の規定により文部大臣に訴願をすることができ。

6 文部大臣は、前項の規定による訴願の裁決をしようとするときは、当該訴願の却下の裁決をする場合を除く外、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

(認証の取消)
第八十條 所轄庁は、第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証をした場合において、当

該認証に係る事案が第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に關する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 宗教法人について第一項の規定に該当する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に對し、その旨を通知することができ。

4 第十四條第二項及び前條第四項から第六項までの規定は、第一項の場合に准用する。この場合において、第十四條第二項中「当該申請者」とあるのは、「当該宗教法人」と読み替へるものとする。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消をしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所所在地の登記所に解散の登記の囑託をしなければならぬ。

(解散命令)
第八十一條 裁判所は、宗教法人に

ついて左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができ。
一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行爲をしたこと。

二 第二條に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行爲をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行爲をしなないこと。

三 当該宗教法人が第二條第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証に關する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は檢察官の陳述を求めなければならぬ。

5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは檢察官は、同項の

規定による裁判に對し、即時抗告をすることができ。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所所在地の登記所に解散の登記の囑託をしなければならぬ。

7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に關する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(随伴者に対する意見を述べざる機會の供與)
第八十二條 文部大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証その他の事項に關し宗教法人の代表者若しくは代理人又は第十二條の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人の意見を聞く場合においては、これらの者の外、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に對し、意見を述べる機會を與えなければならぬ。但し、必要があると認めるときは、その意見を述べる機會を與ふる随伴者の数を三人までに制限することができ。

(礼拝用建物等の差押禁止)
第八十三條 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産の場合を除く外、

その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。

（宗教上の特性及び慣習の尊重）

第八十四條 国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に關係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に關し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に關して法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

（解釈規定）

第八十五條 この法律のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を與え、又は宗教上の役員員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を與えるものと解釈してはならない。

第八十六條 この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反して行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第八十九條 この法律のいかなる規定も、この法律に基いて文部大臣又は都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を

妨げるものと解釈してはならない。

第十章 罰則

第八十八條 左の各号の一に該当する場合においては、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証（第十二條第一項の規定による認証を除く）の申請をしたとき。

二 第九條又は第四十三條第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三條の規定に違反して同條の規定による公告をしない、又は同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五條の規定に違反して同條に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備附を怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 第五十一條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第五十一條において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたと

八 第七章第一節の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

九 第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

第八十九條 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二條第一項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）及び宗教法人令施行規則（昭和二十年司法、文部省令第一号）は、廃止する。

3 この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。

4 第二項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、この法律施行後も、なおその効力を有する。

5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に關する規定（設立に關する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。

6 二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に關する規定（設立に關する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、一の新宗教法人となることができる。

7 第三十四條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人とならうとする場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人とならうとする決定」と、「第六條の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替へるものとする。

8 第五項又は第六項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあつてはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあつてはその所在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。

9 第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第七項において準用する第三十四條第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

10 第六項の規定により一の新宗教法人とならうとする旧宗教法人が第七項において準用する第三十四條第二項から第四項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対する規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主務者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

11 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人とならうとする旨の決定及び当該新宗教法人に係る規則に關する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に關する手続に従つてするものとする。

12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更に關し議決の権限を有する機関を有しないものにあつては、前項に規定する決定をするに當つて、当該旧宗教法人の主務者又は代務者は、信者その他の利害關係人の意向を反映させるため必要があると認めるときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に參與させることができる。

13 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括關係の廃止は、当該關係の廃止が当該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。

14 前項の規定により旧宗教法人が被包括關係を廃止しようとする場合の手続に關しては、第十一項の

規定にかかわらず、左の各号の規定
めるところによる。

一 旧宗教法人令第六條後段の規
定による手続を経ることを要し
ないこと。

二 当該被包括関係の廃止に関し
当該旧宗教法人の規則中に当該
旧宗教法人を包括する宗教団体
が一定の権限を有する旨の定が
ある場合においても、その権限
に関する規則の規定によること
を要しないこと。

三 第十二條第三項の規定による
公告と同時に、当該旧宗教法人
を包括する宗教団体に対し当該
被包括関係を廃止しようとする
旨を通知しなければならないこ
と。

15 旧宗教法人は、第五項又は第六
項の規定により新宗教法人となろ
うとするときは、この法律施行の
日から一年六月以内に、第十三條
の規定による認証の申請をしなけ
ればならない。

16 前項の規定による申請があつた
場合における認証については、第
十四條第四項中「三月」とあるの
は、「一年六月」と読み替へるもの
とする。

17 旧宗教法人は、第十五項の期間
内に認証の申請をしなかつた場合
又は当該認証の申請をしたがその
認証を受けることができなかった
場合においては、当該認証の申請
をすることができず期間の満了の
日又は当該認証を受けることので
きないことが確定した日(その日
が当該認証の申請をすることがで
きる期間の満了の日前である場合

には、当該期間の満了の日)にお
いて、これらの日前において解散
したものを除いて、解散する。

18 旧宗教法人が第五項又は第六項
の規定により新宗教法人となつた
ときは、その設立の登記をした日
において、当該旧宗教法人は解散
し、その権利義務(当該旧宗教法
人が行う公益事業その他の事業に
関し行政庁の許可、認可その他の
処分に基づいて有する権利義務を
含む)は、新宗教法人が承継する。
この場合においては、法人の解散
及び清算に関する民法及び非訟事
件手続法の規定は適用しない。

19 第五項又は第六項の規定により
旧宗教法人が新宗教法人となるた
めの設立の登記がなされたとき
は、登記官等は、職権で、当該旧
宗教法人の登記用紙を閉鎖しなけ
ればならない。

20 旧宗教法人が第五項又は第六項
の規定により新宗教法人となつた
場合においては、当該新宗教法人が
所有する旧宗教法人令第十五條に
規定する建物又はその敷地につい
て同條の規定による登記をした事
項(当該建物又はその敷地につい
て旧宗教法人令の規定による登記
をしたものとみなされた事項を含
む)は、当該新宗教法人が新宗
教法人となつた日において、第六
十八條の規定による登記をしたも
のとみなす。

21 前項の建物及びその敷地につい
ては、第八十三條中「その登記後」
とあるのは、「旧宗教法人令又は
旧宗教団体法(昭和十四年法律第
七十七号)の規定による登記後」と
読み替へるものとする。

22 旧宗教法人のうち教派、宗派又
は教団で第五項又は第六項の規定
により新宗教法人となつたものの
所轄庁は、第五條第一項の規定に
かかわらず、文部大臣とする。

23 教育委員会法(昭和二十三年法
律第七十号)の一部を次のよう
に改正する。
第五十條第七号中「私立学校を
設置する法人」の下に「及び宗教法
人」を加える。

「教職員適格審査会
教職員の除去、就職禁止
等に関する政令(昭和二
十二年政令第六十二号)
に基き文部大臣の定める
範圍の教育職員及び教育
関係公務員等の適格審査
を行うこと。」

「宗教法人審議会
文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関す
る認証その他宗教法人法に基きその権限
に属せしめられた事項について調査審議
し、及びこれに関連する事項について文
部大臣に建議すること。」

25 民法施行法(明治三十一年法律
第十一号)の一部を次のように改
正する。
第二十八條を次のように改め
る。
第二十八條 前條
第二十八條 前條
第二十七号)の一部を次のように改
正する。
第十九條第二号ノ四を次のよう
に改める。

26 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。
第十九條第二号ノ四を次のよう
に改める。

24 文部省設置法(昭和二十四年法
律第四十六号)の一部を次のよ
うに改正する。
第七條第二項中第四号を第五号
とし、第五号を第六号とし、第三
号の次に次の一号を加える。
四 宗教法人法(昭和二十六年
法律第 号)に基き宗教法
人に関する認証その他文部省
に属せしめられた事務を処理
すること。

「宗教法人法(昭和二十六年
法律第 号)に基き宗教法
人に関する認証その他文部省
に属せしめられた事務を処理
すること。」

「宗教法人法(昭和二十六年
法律第 号)に基き宗教法
人に関する認証その他文部省
に属せしめられた事務を処理
すること。」

27 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第三百四十八條第二項第二号を

二ノ四 宗教法人が専ら其ノ本
來ノ用ニ供スル宗教法人法第
三條ニ規定スル境内建物及境
内地(旧宗教法人令ノ規定ニ
依ル宗教法人ノ之ニ相当スル
建物、工作物及土地ヲ含ム)
ニ関スル登記

次のように改める。
二 宗教法人がもつばらその本
來の用に供する宗教法人法
(昭和二十六年法律第 号)
第三條に規定する境内建物及
び境内地(旧宗教法人令(昭和
二十年勅令第七百十九号)の
規定による宗教法人のこれに
相当する建物、工作物及び土
地を含む)。

28 関稅定率法(明治四十三年法律
第五十四号)の一部を次のよう
に改正する。
第七條第十一号ノ二中「法人
ル神社、寺院若ハ教会」を「宗教法
人」に改める。

○天野國務大臣 たいだいま上程になり
ました宗教法人法案について御説明申
し上げます。
現在わが国における神社、寺院、教
会、教派、宗派、教団等の宗教団体の
数は、約二十万に上つております。こ
れらの宗教団体は、全国の都市、農漁
村、山間僻地に至るまで、あまねく存
在し、おの／＼その独自特有の宗風と
伝統のもとに、道義、思想、文化等各
般にわたつて、國民の生活に深いつな
がりをもちつつ活動しているのであり
ます。この点にかんがみますとき、宗
教団体の法的地位をいかに規定するか
ということは、現在置かれております
わが国の地位、実情から申しまして、
まことに重大な問題といわなければな
りません。しかも、日々刻々の國民の
生活の基盤に關し、直接に重大な關係
があるだけに、宗教団体に対する正常
かつ公明な位置づけは、一日といえど
もゆるがせにできない問題でありま
す。

現在わが国における神社、寺院、教
会、教派、宗派、教団等の宗教団体の
数は、約二十万に上つております。こ
れらの宗教団体は、全国の都市、農漁
村、山間僻地に至るまで、あまねく存
在し、おの／＼その独自特有の宗風と
伝統のもとに、道義、思想、文化等各
般にわたつて、國民の生活に深いつな
がりをもちつつ活動しているのであり
ます。この点にかんがみますとき、宗
教団体の法的地位をいかに規定するか
ということは、現在置かれております
わが国の地位、実情から申しまして、
まことに重大な問題といわなければな
りません。しかも、日々刻々の國民の
生活の基盤に關し、直接に重大な關係
があるだけに、宗教団体に対する正常
かつ公明な位置づけは、一日といえど
もゆるがせにできない問題でありま
す。

現行の宗教法人令は、昭和二十年二月二十八日、勅令第七百八十九号をもつて公布された、いわゆるポツダム勅令でありまして、政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件に關する連合閣最高司令部覚書によつて、廃止を命ぜられた旧宗教団法にかわつて、宗教団体の財産の保全のための善後措置として、早々の間に制定されたものであります。従つて、民主的立法の原則にのつとつて、宗教法人制度を、法律をもつて規定する必要があると考へて、同令は現下の宗教界の實情に照しまた過去五年有余の実施のあつたのであります。ここに考へて、政府は年來慎重な研究を続け、古い伝統を持つが国の複雑多岐な宗教事情に即応するとともに、宗教法人の特殊性と自主性を重んずる新たな宗教法人制度について、その構想を得るに至りましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の骨子となつております主要な点について申し上げます。この法律の目的といたしましては、宗教団体に法人格を興え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を確保させることとあります。これがためには、あくまでも宗教の自由と政教分離の原則を、基本としなければならぬと考へます。それとともに、宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を拂うこと

もまた忘れられてはならないのであります。このような趣旨から、この法律案は、常に自由と自主性、責任と公共性、この二つの諸を骨子として、全体系が組み立てられてあるものであります。

この法律案は、以上のような考へに基きまして、現行法令に比較し、かなりの制度的改正を試みてゐるのであります。第一に、宗教法人の規則の作成、規則の変更、合併等に関する認証制度を設けたこととあります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の設立は、いわゆる準則主義、登記主義によつておこなはれて、宗教法人は、みづから規則を作成して登記をすれば、成立するのであります。公益法人の成立の手續としましては、多分に考慮の余地があると考えられます。そこで、この法律案におきましては、宗教の自由に対する慎重な配慮のもとに、宗教法人の規則の作成等について、所轄庁の認証を要することとし、これによつて、宗教団体がでないものが宗教法人になつたり、法令に適合しないような規則の作成や、設立の手續がなされることを防止いたしましたのであります。

この認証は、あくまで宗教団体の立場を尊重いたしまして、所轄庁に認証すべき期限を設けるとか、再審査、訴訟の道を講ずるとか、慎重な手續を定められております。さらに往々にしてありがちな行き過ぎになるようなことがないようになり、またこの法律の公正な運営ができるようになるとの配慮から、文部大臣の諮問機関として、文部省に宗教法人審議会を設け、所轄庁の認証拒否の場合や、再審査や、訴訟の場合は、同審議会の意見を求めなければならぬこと

といたしておるのであります。第二に、宗教法人の管理運営面において、民主化をはかつたこととあります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の執行機関として、主権者を置き、これを補助する氏子、崇敬者、檀徒、教徒及び信徒の総代三人以上を置くことを定めておられますが、この法律案におきましては、責任役員制と公告制とを設けておるのであります。宗教法人の事務決定機関として、責任役員は三人以上を置き、その中の一人を代表役員とし、宗教法人を代表する者としたのであります。しかしながら、これらの代表役員及び責任役員は、資格、任免、職務権限等は、宗教法人の特性に應じて、自由にその規則で規定できるのであります。また、これらの役員は業務執行の公明適正をはかる一方、不動産の処分等の財産管理上の重要な行為や、合併、解散等の、宗教法人にとつて重大な身の振り方に関する行為は、あらかじめ信者その他の利害関係人に周知させる公告の制度を定め、宗教法人の公明な運営と自主性の發揮を期待するとともに、その公共性を重んじておるのであります。

第三に、宗教法人の合併を認めたとであります。現行宗教法人令におきましては、宗教法人の合併に関する規定がないために、宗教法人がこうむつていた不便も少なくなつたのであります。この際宗教界の要望にこたえて、合併の制度を設けたわけでありまして、最後に、経過的措置であります。まず宗教法人令による宗教法人は、この法律施行後一年以内、この法律の規定に基いて作成した規則について、所轄庁の認証を申請し、新しい宗教

法人となる道を開いたのであります。それとともに、長い宗風と伝統を尊重する意図のもとに、宗教界に急激な変化を招来することを避けるため、現行の宗教法人は、原則としてこの法律の規定による認証を受けるまでは、現行の宗教法人令による宗教法人として存続し得るよう配慮いたしてあります。その他、登記等の手續規定や民法等の准用規定や解釈規定を、できるだけこの法律の中に取入れて、この法律の趣旨を明確にし、宗教団体の便宜をはかるとともに、宗教行政事務の円滑な運営に資していることも、この法律案の特色の一つといえるのであります。

以上、この法律案の趣旨及び大要について申し述べたのであります。この法律案が成立施行せられますならば、宗教法人の社会性を明確にするとともに、その特殊性を確保することに よりまして、宗教界の要望にこたえて、国民の福祉に寄與するところがきわめて大きいことを、確信するものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決くださるようお願いいたします。

○篠原政府委員 ただいま文部大臣から宗教法人法案の提案理由の説明がありました。私は、その補充の意味で、この法案の大綱について御説明申し上げたいと存じます。

この法案の目的といたしましては、第一條において明らかであります。宗教団体が憲法で保障されております宗教の自由の基礎の上に、その独自、特有の宗風と伝統を存続しつゝ、自由かつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することにありま

す。すなわち宗教団体の財産権の主体性を明らかにすることとあります。これがためには、あくまでも信教自由の原則、ひいてはそれが国政との關係において生ずる政教分離の原則を十分に考慮しなければならぬと考へます。このことは、自由の尊重とともに、責任の明確化と公共性の配慮ということが必要となつて参るのであります。以上の趣旨から、この法案は常に自由と自主性、責任と公共性を主眼とし骨子として、全体系が組み立てられておるのであります。

以下、本案の大綱について、章を追つて御説明申し上げます。

第一章総則第一條におきまして、この法律の目的は、宗教団体に法律上の能力を興へること、すなわち、宗教団体が法人となり得る道を開くことにあることを明らかにしております。そして、宗教団体は、法人となることによつて、その宗教団体の名において、財産を所有し、これを運用することもでき、その他宗教団体の目的を達成するための業務や事業を運営する上に役立つこととなり、宗教団体自体の目的達成を容易にすることとなるのであります。この法律の目的はあくまで憲法の保障する宗教の自由を尊重する点に立脚し、決して宗教上の行為にまで触れるものではないことを明らかにしておるのであります。

第二條は、この法律で「宗教団体」と申しますのは、宗教の教義を広めること、儀式行事を行うこと、信者を教化育成すること、この三つを主たる目的とする団体をさしておりました。神社、寺院、教会のような、いわゆる單位団体では、礼拝の施設を具備してい

ることを予想しておりますし、また、教派、宗派、教団のような、いわゆる包括団体では、右の単位団体を二つ以上包括していることを予想しておるのではありません。

ただいま礼拝の施設ということを示しましたが、本殿、拜殿、本堂、会堂などの礼拝の施設のほかにも、宗教法人の主たる目的のために必要な固有の建物や工作物や土地がありますが、これを、この法律では「境内建物」または「境内地」と呼ぶこととしております。

第五條は、所轄庁に関して規定しております。神社、寺院、教会などの単位団体の所轄庁は、都道府県知事とし、教派、宗派、教団などの包括団体の所轄庁は、原則として文部大臣としております。

第六條は、公益事業またはその他の事業に関する規定でありまして、後者の事業に伴う収益は、宗教法人の目的に沿って使用されなければならない趣旨で、もしこれに違反すれば、第七十九條の規定により、所轄庁からその事業の停止を命ぜられることがあります。

第七條から第十一條までにおきましては、宗教法人の住所、能力、責任などにつき民法の規定を取り入れ、また登記の効力、登記の場合の届出に関して規定しております。

第二章におきましては、宗教法人の設立に関する事項を規定しております。第十二條には、設立に関する内部的に手続として、民法法人の定款に該当する宗教法人の規則を作成して、その規則について所轄庁の認証を受けるべき旨を規定しております。

宗教法人の規則の記載事項に、公告の方法がありますが、この公告は、宗教法人の設立、財産処分、被包括関係の設立廃止、合併、解散等の場合に、信者その他の利害関係人に対して行うもので、宗教法人の公明適正な運営と自主性を考慮した制度でありまして、公告の方法は、登記事項としております。

宗教法人設立の旨を公告いたしましたから、所轄庁に規則の認証を申請し、その認証を受けた後、設立の登記をいたしまして、ここに宗教法人が成立するのであります。第十三條から第十五條まではその旨が規定されております。

所轄庁は、認証の申請を受理いたしますと、三箇月以内にその規則を認証する旨の決定か、または認証することのできない旨の決定をすることになつております。この場合、文部大臣が認証することができない旨の決定をしようとするときは、宗教法人審議会に諮問しなければならぬことになつております。

現行法におきましては、設立の登記後に、所轄庁に届け出ることになつておりますが、本法におきましては、登記前に所轄庁から認証を受ける制度をとつております。これによりまして、自由を濫用して、宗教団体でないものが宗教法人となつたり、はなはだしく不備で法令に違反するような規則をもつ宗教法人ができて、取引の安全を害したりするようなおそれ防止することが、期待されるのであります。本法で認証と申しておりますことは、第十四條にもありますように、当該団体が、第二條に規定されているよ

うな宗教団体であり、また、規則や手続が法令の規定に適合しているものであることを、所轄庁において確認する行為でありまして、事実について認定して、公の権威をもつて宣言するにとどまり、それからいかなる効果が生ずるかは、もつぱら法律の定めるところによるのであります。その行為をした所轄庁の意思によるものではありません。この点、第三者の法律行為を補充して、その効力を完成させる認可とは、性質上の相違があると申すことができます。また、認証には、宗教そのものの正邪曲直、新旧大小の価値判断にわたるようなことは、決して伴わないものであることは言うまでもありません。認証につきましては、あくまで慎重を期し、宗教団体の正当な利益が保護されるよう、宗教法人審議会の諮問その他慎重な手続に関する定めをするほか、再審査と訴願が、第十六條及び第十七條に規定せられておるのであります。

第三章は、宗教法人の管理に関する規定でありまして、宗教法人の役員として、本法で定めておりますものは、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、仮責任役員及び清算人であります。現行法では、宗教法人には総代三人以上を置くべしという規定がありますが、この総代の規定は廃止いたしました。責任役員を三人以上置かなければならないことになつております。この責任役員は、必ずしも総代のかわりではありませんから、その資格、任免、職務等は、その宗教法人の特性に応じ、みづから定めることになつております。規則に別段の定めがなければ、宗

教法人の事務を、責任役員が定数の過半数で決し、その議決権は、おの／＼平等とされております。代表役員も、責任役員の一員としてその責に任じますが、宗教法人の事務の総理の権限及び代表権は、代表役員にあるのであります。この点、現行法の主管者に相当するものであります。第十八條から第二十條までの規定におきましては、責任役員及び代表役員並びに責任役員及び代表役員の代務者に関する定めをいたしております。第二十一條は、民法第五十七條の特別代理人に相当する仮代表役員及び仮責任役員の規定であります。

第二十三條は、宗教法人のうち、単位団体が、重要財産について法律上の処分をしたり、境内建物や境内地について、事実上の処分をしたたりする場合に、原則として、あらかじめ規則で定めるところによるほか、公告をしなければならぬという規定であります。現行法では、重要財産として不動産のほか、神社寺院教会財産登記簿に登記されている宝物と、基本財産たる有価証券とが掲げられておりますが、この財産登記制度は、従来ほとんど利用されないので、廃止いたしました。この宝物と境内建物、境内地たる不動産につきましては、規則で定めるところによらなかつたり、または公告をしなかつたりして、これを処分した場合は担保に供しますと、その行為は無効になることになつております。このことは、従来の方針を尊重し、宗教法人の重要な財産である宗教財産の流出を防ぐ趣旨であります。一方、取引安全の趣旨から、善意の相手方や第三者に対しては、その無効をもつて對抗

できないことといたしました。第四章は、規則の変更に関する規定でありまして、宗教法人が規則を変更しようとするときは、まず内部的な手続として、規則所定の手続を済まし、対外的な手続として、所轄庁の認証を受けなければならないことになつております。第二十二條から第二十八條までは右の手続を規定しております。第二十九條は、規則の変更について、認証できない旨の決定があつた場合の再審査及び訴願に関する規定であります。規則の変更は、設立の場合のように、登記によつて効力を生ずるのではなく、規則の変更に関する認証書の交付によつて効力を生ずることになつております。

ここに規則の変更の手続として注意すべきことは、第二十六條第一項後段と、同條第二項から第四項までに規定してありますところの、包括団体との被包括関係の設定、廃止にかかる規則の変更に関する規定であります。現行法では、この点が必要しも明確ではありませんので、本法におきましてはこれを明らかにし、当該宗教法人の規則中に、包括団体からの脱退について、包括団体が一定の権限を有する旨の規定があつても、その権限に関する規定によらなくともよい旨を規定し、認証申請前に、信者その他の利害関係人に対して脱退または加入の旨を公告し、脱退の場合には、現在の包括団体に対してその旨を通知し、加入の場合には、加入先の承認を受けなければならないことになつております。脱退、加入に関する根本的自由を認める考えは、現在とかわりはないと思いますが、単に主管者と教人の総代との意思によつて決定されているのと比べて、より

公明であり、より民主的であるという
ことが言い得るのであります。従来
往々見られたような紛議の防止に役立
つものと、期待されるのであります。
第五章は、合併に関する規定であり
まして、これは現行法にはない規定であ
ります。この合併に関する規定を設け
ましたことによつて、現在の、解散を
して清算手続を終なれば、合併と同
じような結果が得られないという不便
を取除き、清算手続を終ないで、権利
義務の包括的承継ができることとなる
のであります。教化力を強化するた
めの合併要望の傾向が地方に見受けら
れる事情から見まして、特に必要な措
置と考へます。

合併は、信者その他の利害関係人に
対する公告、財産目録等の作成、債権
者に対する催告と、所轄庁の認証とが
必要とされております。第三十三條及
び第三十四條の規定がこれでありまし
て、第三十五條には、吸収合併の場合
における規則の変更のための手続、新
設合併の場合における規則の作成と設
立の旨の公告、また、第三十六條には、
合併に伴う被包括関係の設定、廃止の
場合における公告、承認、通知につい
て規定されております。

第三十八條及び第三十九條は、合併
に関する認証の申請と、認証の決定な
どの規定でありまして、第四十條に
は、合併に関する認証についての再審
査と、訴願の道を規定してあります。
合併の効力は、設立の場合と同様、登
記によつて生ずることになつておりま
す。

第六章は、解散に関する規定であり
まして、第四十三條に、解散の事由と
して、任意解散と六種の法定解散を規
定してあります。

任意解散の手続と、合併の場合と同様、規
則所定の手続、信者その他の利害関係
人に対する意見を申し述べる旨の公
告、それから所轄庁の認証が必要であ
りまして、解散の認証に関する再審査
と訴願につきましても、規定してある
のであります。解散の効力は、任意解
散の場合には、解散に関する認証書の交
付によつて生じ、法定解散の場合には、
その事由の発生によつて生ずること
になつております。

第四十九條は、清算人に関する規定
でありまして、所轄庁の認証の取消し
と、裁判所の解散命令による解散の場
合の清算人は、裁判所が選任する点
が、現行法と異なつております。
第七章は登記に関する規定でありま
して、第一節の法人登記の規定は、現
行の宗教法人令施行規則の定めるとこ
ろと大差なく、合併に関する登記が新
たに加わつた点が、異なる程度であり
ます。

第二節の礼拝用建物及び敷地の登記
も、現行法とほとんど同じであります
が、第六十九條第一項後段の規定に、
礼拝の用に供する建物の敷地として登
記した土地が、分筆や移築によつて礼
拝の用に供する建物の敷地でなくなつ
た場合は、登記の抹消をしなければな
らないという規定などが加わつており
ます。

第八章は、宗教法人審議会に関する
規定でありまして、これは文部大臣の
諮問機関として文部省に設置され、認
証その他この法律によりその権限に属
せしめられた事項について、調査審議
する機関であります。委員は十人以上
十五人以内とし、宗教家及び宗教に関

し学識経験がある者について、文部大
臣が任命することになつております。
この審議会の設置によりまして、所轄
庁によるこの法律の適正な運営が期待
されるのであります。

第九章、補則、第七十九條は、被包
括関係の廃止を防ぐことを目的とした
り、これを企てたことを理由として、
当該宗教法人の役員に対して、不利益
な取扱いはしてはならないとし、その
役員を身分を保障する一方、被包括関
係を廃止した宗教法人も、従前の債務
履行の義務は免れないといふ規定であ
ります。

第七十九條は、事業から生じた収益
を所定の用途に使用しない場合は、一
年以内の期間を限つて、所轄庁がその
事業の停止を命ずることが出来る規定
であります。

第八十條は、認証の取消しに関する
規定でありまして、所轄庁は、設立ま
たは合併の認証をした場合に、当該団
体が宗教法人の前提である宗教団体で
ないことが判明したときは、認証書交
付の日から一年以内に限り、その認証
を取消すことができるといふ規定であ
ります。この事業の停止と認証の取消
しは、宗教法人審議会の意見を聞いた
上でなければなりません。また、この
停止と取消しのいずれの処分に対して
も、訴願をすることが出来ることにな
つております。

裁判所が解散を命ずることができ
る事由は、五つ規定されておりますし
て、その一は、法令に違反して公共の
福祉を明らかに害する行為があつた
こと、宗教団体の目的を著しく逸脱
し、または一年以上その目的のための
行為をしなないこと。三は、礼拝の施設

を二年以上備へないこと。四は、一年
以上代表役員も代務者も欠いているこ
と、五は、認証書交付の日から一年以
上を経過した後において、所轄庁の認
証の取消しの事由に該当することが判
明したること、この五つであります。裁
判所による解散命令は、職権と檢察官
の請求によるほか、さらに所轄庁や利
害関係人の請求によつても出来るよう
になつた点が、現行法と違つておりま
す。

第八十三條におきましては、礼拝用
建物及び敷地に対する差押え禁止の規
定で、これは現行法の精神を踏襲して
おります。

第十章は、罰則の規定でありまし
て、認証申請の添附書類に不実の記載
があつた場合、その他法が要求してお
ります公告、届出、登記等一定の手続
を履行していないような場合に、一万
円以下の行政罰である過料を科するこ
とになつております。

附則について申し上げます。この法
律は、公布の日から施行され、その施
行の日から、宗教法人令とその施行規
則を廃止することになつております
が、この法律施行の際、現に存する宗
教法人令による旧宗教法人につきましては、
この法律による新宗教法人とな
るまでは、旧宗教法人として存続する
ことが出来ることになつております。
従つて、宗教法人令とその施行規則
は、旧宗教法人が存続する限り、本法
施行後も、なお効力があるのでありま
す。

旧宗教法人が新宗教法人となるのに
は、本法中宗教法人の設立に関する規
定に従わなければならないのでありま
して、附則の第五項にその旨を規定し
てあります。また、宗教法人令では、
合併に関する規定がありませんので、
二つ以上の旧宗教法人が合併しようと
する場合は、新宗教法人の設立に関す
る規定に従つて、一つの旧宗教法人と
なることが出来る道を第六項において
開いてあります。

旧宗教法人が新宗教法人となる場合
は、合併の場合も、本法の設立の登記
によるのでありまして、第六十一條第
二項に掲げる宗教法人登記簿に記載さ
れるのであります。これに反しまし
て、宗教法人令によつてなされた公衆
礼拝用建物及び敷地の登記は、本法に
よる登記と当然みなされません。

旧宗教法人が、もし被包括関係を廃
止しようとする場合は、新宗教法人と
なることに伴う場合に限り、これをす
ることが出来ることとし、公告と同時
に通知の手続をとらねばならないこと
を、第十三項及び第十四項に規定して
あります。

旧宗教法人が新宗教法人になるに
は、本法施行後、一年六箇月以内に認
証の申請をしなければなりません。所
轄庁は、認証の申請を受理してから一
年六箇月以内に、認証に関する決定を
しなければなりません。もし本法施行後一年六箇月以内
に認証の申請をしなかつた場合には、
その旧宗教法人は解散するのでありま
す。

第二十二項では、旧宗教法人のう
ち、教派、宗派または教団で、新宗教
法人となつたものの所轄庁は、文部大
臣とする旨を定めてあります。

第二十三項以下は、本法の施行に伴
う関係法規の改廃に関する規定であり
ます。

以上、この法案の大綱について御説
 明申し上げましたが、この法律におき
 まして、特に留意いたしました点は、
 宗教の自由と平等、宗教法人の特性と
 自主性の尊重に最大の注意を拂いつ
 つ、現行法の長所を取り入れ、その短
 所を補つて、その運営が宗教団体及び
 一般国民の福祉の増進に積極的に寄與
 するよう苦心したということでありま
 す。この法案の成立につきましては、
 宗教界から大きな期待がかけられてお
 る次第でありまして、何とぞ慎重御審
 議の上、すみやかに議決くださるよう
 お願いいたします次第でございます。

○長野委員長 この法案に対する質疑
 は次会に延期し、本日はこの程度で散
 会いたします。次会は公報をもつてお
 知らせいたします。

午後四時四十六分散会